

広情個審第52号
令和7年9月9日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年1月8日付け広人第251号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第108号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年1月8日付け広人人第251号の諮問事案（諮問第108号事案）

令和6年7月18日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年9月2日付け広島市指令人人第8号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定において不開示とされた部分を開示することを求める（個人名を不開示とした部分以外）。

(2) 審査請求の理由

ア 「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるため。」とあるが、特定の個人を識別することはできないと言っておきながら誰かの権利利益を害することなど不可能であり、理論的に破綻しており、不開示理由として認められない。

イ 「開示することにより、ハラスメント相談に対応する事務において、正確な情報収集を行うことが困難になるなどのおそれがあるなど、事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」とあるが、事件自体は、2014年当時のものであり、調査も2016年のものであり、正確な情報収集を行うことが困難になるとは思えないし、（他の）当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは思えない。黒塗り部分は謝罪のやり取りと思われるが、内容にミスがないのであれば、不開示にする理由はない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

請求人が開示を求める部分は、第三者からの聞き取り内容を記載した部分であり、開示することにより、ハラスメント相談に対応する事務において、今後、所管課から正確な情報収集を行うことが困難になるなど、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第78条第1項第7号に該当するため不開示としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、法に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 法第78条第1項第7号の規定について

法第78条第1項第7号は、不開示情報として、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(2) 本件部分開示決定に係る審査請求の対象となる保有個人情報について

請求人は2(1)の審査請求の趣旨において、明示的に、個人名を不開示とした部分以外の不開示部分の開示についてのみ述べている。

したがって、本件開示請求に係る公文書として実施機関が特定した「確認事項」の項目3のうち個人名を不開示とした部分以外の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示事由該当性について検討する。

(3) 本件不開示部分の不開示事由該当性について

当審査会が見分したところ、本件不開示部分は、謝罪のやり取りではなく関係者として聴取を受けた者が述べた当該事案に対する評価や判断を記載した情報であると認められる。

当該情報を公にすると、今後のハラスメント相談に対応する事務において、聴取を受ける者からの事実関係等に関する正確な情報収集を行うことが困難になるおそれが認められ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号の不開示理由が認められる。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 1 . 8	広人人第 2 5 1 号の諮問を受理（諮問第 1 0 8 号で受理）
R 7 . 7 . 1 8 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 . 8 . 2 2 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
青 木 大 輔	弁護士
伊 藤 誠 治	株式会社中国放送報道制作局長
栗 原 理 (部会長)	広島消費者協会理事・顧問
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授